

よこはま都市消防



公益社団法人 横浜市防火防災協会

Yokohama Disaster Prevention



目次 — index —

P 2 防火管理制度のしくみ PartⅢ

P 4 119風? ~いい工夫~

P 5 防災視察研修会 / 当協会で行っている講習紹介

横浜消防トピック119

P 6 ▶ 共同防災が総務大臣賞を受賞 ▶ 横浜市民防災センターリニューアル
▶ それゆけ!キッズ消防隊 ▶ 災害時の車中泊について

P 8 **New** 入門! 防火管理指南「その疑問に答えます!」

P 10 各区火災予防協会紹介 ▶ 港南 ▶ 瀬谷

連載

P12~

●フォト収集 ●コラム 妄言多謝 ●横浜路地裏日記
●ベストショット (編集後記)

38号

1 4月 7 10

「防火管理制度のしくみ」Part III

(全3回)

— 統括防火管理制度 —

(公社)横浜市防火防災協会 武下事務局長



はじめに

この「防火管理制度のしくみ」も回を重ねてパートIIIを迎えることになりました。今回は、消防法の改正によって、平成26年4月から施行されている「統括防火管理制度」を題材にいたしました。

今回も、防火管理制度に携わった経験の少ない方に、正しく理解し、運用していただくことを目標にして分かりやすく書き進めますので、ぜひ参考にさせていただきたいと思います。

管理権原者が異なる複数の事業所が入居するビル等の建物は、火災発生の際に同一の運命をたどることから、防火管理上必要な業務については、建物全体で一体的に行われることが有効であることは言うまでもありません。

こういった考えを基に、これまでは個々の管理権原者が共同して防火管理上必要な事項をあらかじめ協議して定めた「共同防火管理協議事項」によって、建物全体の防火管理を一体的に行うこととされ、これを「共同防火管理制度」といいました。

1 共同防火管理制度

(1) 個々の管理権原者が協議して定める「共同防火管理協議事項」は、法令により次のように定められており、協議決定後は消防署長に届け出なければならないとされていました。

ア 個々の管理権原者によって組織する「共同防火管理協議会」の設置及び運用に関すること。

イ 「共同防火管理協議会」の代表者の選任に関すること。

ウ 建物全体の防火管理業務を統括する「統括防火管理者」の選任と、付与する防火管理上必要な権限に関すること。

エ 建物全体の消防計画の作成と、その計画に基づく消火、通報及び避難訓練等の実施に関すること。

オ 避難通路、避難口、安全区画、防煙区画その

他の避難施設の維持管理と、その案内に関すること。

カ 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。

キ 火災の際における消防隊への建物構造その他必要な情報の提供と、消防隊の誘導に関すること。

ク そのほか、共同防火管理に関して必要な事項
(2) 要約すると、共同防火管理を必要とするビル等では、個々の管理権原者が共同して設置する協議会で定めた協議事項によって、建物全体の防火管理を行うということになりますが、選任された統括防火管理者の役割や権限が、法令の中では明確になっていないことから、必ずしも建物全体の防火管理が適正に行われているとは言えない状況が生じていたようです。

2 統括防火管理制度

今回の改正では、従前の共同防火管理制度に引き続いて、建物全体の防火管理を一体的に行うことや、統括防火管理者を置くことなどの考え方は同様ですが、次のようなことが法令の中に規定され、管理権原が分かれる建物等の防火管理体制が強化されました。

(1) 統括防火管理者の選任・届出の義務化

個々の管理権原者は、建物全体の防火管理上必要な業務を行わせる統括防火管理者を協議して選任し、その旨を消防機関に届け出ることが規定されました。

ア 協議の方法については、従前の共同防火管理協議会での協議といった表現がなくなり、任意の方法に委ねられることになりました。

イ 統括防火管理者については、建物の規模や入居している事業所の用途に応じて甲種又は乙種の防火管理者の資格を有するとともに、次の要件を満たしていることが必要です。

(ア) 当該建物全体の防火管理上必要な業務を

適切に遂行するために必要な権限が付与されていること。

(イ) 管理権原者から、当該建物の防火管理上必要な業務の内容について説明を受けており、かつ、当該内容について十分な知識を有していること。

(ウ) 管理権原者から、当該建物の位置、構造及び設備の状況その他の防火管理上必要な事項について説明を受けており、かつ、当該事項について十分な知識を有していること。

ウ 建物全体の防火管理業務を外部委託している場合、前述の統括防火管理者の資格、要件を満たすものであれば、統括防火管理者として選任することが認められています。

エ 届出義務は、全ての管理権原者に課されているものであることから、届出は当該選任に関する全ての管理権原者の連名をもって行うことが原則とされています。ただし、従前の共同防火管理協議会が設置されている場合には協議会の代表者による届出や、個々の管理権原者が主要な管理権原者に選任を一任している場合（選任に関する管理権原者が選任についての義務を果たしていると確認できるとき。）には、主要な管理権原者による届出が認められています。

(2) 統括防火管理者の業務・役割の明確化

統括防火管理者の選任の目的は、建物全体における防火管理を一体的に確保するため、その責任体制を明確にして火災予防対策の実効性を向上させ、被害の軽減を図ることにあります。この目的の実現のため、管理権原者が統括防火管理者に行わせるべき代表的な業務を、次のとおり明確にしました。

ア 全体についての消防計画の作成

この計画に盛り込むべき事項の大綱は、消防法施行規則第4条に定められていますが、後述する統括防火管理者の責務や、個々の防火管理者に対する指示権を明示しておくことで、より実効性が高まると思います。

なお、この計画の作成例は、消防局ホームページで確認できますので参照してください。

イ 建物全体の消火、通報及び避難訓練の実施

これらの訓練は、全体についての消防計画に基づいて定期的に行わなければなりません。この実施に関することが、統括防火管理者の業務に位置付けられました。

ウ 廊下、階段、避難口、その他の避難上必要な施設の管理

これらの施設は、消防法第8条の2の4において管理権原者が適正に管理することが義務付けられていますが、管理権原者が複数存在する建物においては、その役割分担や責任体制が不明確になりがちであったことを踏まえ、廊下等の共有部分の管理については統括防火管理者が行うことを明確にしたものです。

(3) 防火管理者への必要な指示権の付与

統括防火管理者が、建物全体の防火管理上必要な業務を行う場合において、必要があると認めるときは、個々の事業所の防火管理者に対して必要な措置を指示できることが規定されました。

なお、指示内容については次の事項が想定されていますが、前述の全体についての消防計画の中に統括防火管理者が指示できること。そして、個々の防火管理者は統括防火管理者の指示に従うことを明記することによって、より一体的な防火管理体制の充実につながるものと思います。

ア 廊下等の共用部分に置いてある、避難に支障となる物件を撤去すること。

イ 建物全体の避難訓練に参加しようとしないう事業所に対し、参加を促すこと。

ウ 全体についての消防計画に適合した消防計画を作成すること。

(4) 統括防火管理者の選任が必要な建物等

この制度によって、統括防火管理者の選任が必要な建物等は、次のいずれかの建物等であって、管理について権原が分かれているものが該当することになります。

ア 高層建築物(高さ31メートルを超える建築物)

イ 特別養護老人ホームなど、災害時に自力避難の困難な者が入所する社会福祉施設が入っている建物のうち、地階を除く階数が3以上で、かつ、建物全体の収容人員が10人以上のもの



ウ 映画館、飲食店、物品販売店、ホテル、病院など、主に不特定多数の人が利用する施設（これを「特定用途防火対象物」といいます。）が入っている建物のうち、地階を除く階数が3以上で、かつ、建物全体の収容人員が30人以上のもの

エ 銀行や学校のほか、特定用途防火対象物に含まれない事務所、事業所など、主に特定の人が利用する施設（これを「非特定用途防火対象物」

といます。）が入っている建物のうち、地階を除く階数が5以上で、かつ、建物全体の収容人員が50人以上のもの

オ 地下街で消防長、消防署長が指定するもの

カ 準地下街（建物の地下階と連結している地下道に、特定用途防火対象物に該当する施設の部分があるもの）

おわりに

改正された統括防火管理制度と従前の共同防火管理制度とを比較すると、従来、協議事項の中に位置づけられていた統括防火管理者の業務・役割が、法令の中で明確化されたことによって、より一体的な防火管理が推進されることになったと思います。

余談になりますが、多数のテナントを抱える大規模ビルで統括防火管理者を務めている知人の話ですと、テナント側と取り交わす賃貸借契約に付随する細則に、防火管理についての条項を設けてもらい、全体についての消

防計画や統括防火管理者による防火管理体制などを記載したところ、自らの防火管理業務が大変スムーズにいくようになったとのこと。

結びになりますが、現に統括防火管理者を務めている方にとっては、法令を根拠として自信を持って業務に取り組んでいただきたいこと。また、防火管理の最終責任者である管理権原者の方々にとっては、統括防火管理者の業務がスムーズに進むよう、フォロー&サポートしていただきますようお願い申し上げます、本稿を終了いたします。

平成30年3月31日付で武下哲郎事務局長が退任し
4月から、坂野満(さかのみつ)事務局長(前消防局長)が着任しました。

119風?

いい工夫

救急車のサイレンが
ハーモニー?

救急車の出場が増え続けているとのこと。

街でも自宅でもサイレンを聞く機会が増えてますよね。でも以前のように「けたたましい」と感じますか?

その救急車のサイレンですが「ある工夫」をしているそうです。

「ハーモニック」、とか「住宅モード」と呼ばれていて、救急車が深夜・

早朝に住宅街を緊急走行する際など、サイレン音をやわらかい音色に切り替えることにより、周囲の環境に配慮した「耳にやさしいサイレン音」にしているそうです(協力:横浜市消防局施設課)。

さて、119風でしょうか?



救急車運転席



サイレンアンプ



ハーモニックサイレン



清水建設技術研究所

崎陽軒横浜工場

「平成29年度 防災視察研修会」を開催しました。

実施日 平成30年2月7日(水)

実施場所 清水建設技術研究所、崎陽軒横浜工場

参加人数 43名が参加

視察内容

- 清水建設技術研究所:スーパーゼネコンの災害に対する安全・安心を追及する技術及び設備の見学
- 崎陽軒横浜工場:「駅弁の歴史」及び「シウマイ弁当のひみつ」の学習/大量及び少量生産に対応した「シウマイの製造工程」及び「シウマイ弁当の製造ライン」見学

資格講習紹介コーナー 自衛消防業務新規講習

何ができるの？

消防法により、多数の人が出入りする大規模な防火対象物の管理権原者には、自衛消防組織の設置が義務付けられ、火災や地震等の際は、初期消火、在館者の避難誘導など災害による被害の軽減を図ることとされています。この自衛消防組織には、統括管理者を置かなければならないこととされ、統括管理者の資格は、自衛消防業務講習の課程を修了すること等により取得することができます。



誰が受けられるの？

横浜市内の大規模な建物で、

- ①自衛消防組織の統括管理者
 - ②自衛消防組織の本部隊の業務ごとの班長
 - ③防災センター要員
- 業務に従事する予定又は従事している方



次の講習の実施予定などについては、
公益社団法人横浜市防火防災協会のホームページを
ご覧ください。▶▶▶ <http://www.ydp.or.jp/>

- 防火管理者・防災管理者取得講習
- 救命講習(普通救命講習I・Ⅲ、上級救命、応急手当普及員)
- 自衛消防業務講習
- 防火対象物点検資格者講習
- 防災管理点検資格者講習
- 危険物取扱者受験準備講習
- 患者等搬送乗務員講習



安善町共同防災組織が 総務大臣賞を受賞

■ 横浜市消防局 保安課 ■



総務大臣賞表彰式の様子

左から、稲山消防庁長官、桑原所長(シェルブルリカンツジャパン(株)横浜事業所)、小倉総務大臣政務官、濱田副隊長(安善町共同防災組織)、緒方消防庁次長

平成29年度に開催された総務省消防庁主催の「石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」に参加したシェルブルリカンツジャパン(株)横浜事業所、EMGルブリカンツ(同)鶴見潤滑油工場、セントラル・タンクターミナル(株)横浜事業所、橋本産業(株)横浜営業所の4事業所で構成する安善町共同防災組織が、全国から参加した43組織中、見事2位の成績で優秀賞に選ばれ、総務大臣賞を受賞しました。



競技審査の様子

共同防災組織とは？

災害の発生又は拡大を防止するためにコンビナート区域内の事業所が共同して、高所放水車や化学消防車等を装備する防災組織です。

歌って、踊って体で覚える火災予防ソング

それゆけ!キッズ消防隊

■ 横浜市消防局 戸塚消防署 ■



CDジャケットデザイン

発表会の様子

発表会の映像はこちらからご覧ください ▶▶▶
<YouTubeでご覧ください>

<https://www.youtube.com/watch?v=B4vpMLL90Gc>



これまで保育園児や幼稚園児には、消防車の見学や紙芝居などで防災教育を行ってきました。今回、さらに子どもたちが楽しみながら「住宅火災や火遊び」に対する注意や意識を高めるため、歌とダンスで覚える火災予防ソング「それゆけ!キッズ消防隊」を作りました。軽快なリズム、覚えやすい歌詞と振り付けにより、子どもたちが楽しく体感できる火災予防ツールとして幅広く活用されることで、将来の防災の担い手となる、幼児の防火・防災意識が育まれます。また、子どもたちが家庭で歌い踊ることで、あらゆる世代の方に火災予防の意識が普及することを期待しています。

歌詞は戸塚消防署の若手職員が考え、タバコやコンロの火の始末、火遊び防止などについて訴えました。作曲は戸塚消防署の音楽隊出身ベテラン職員が軽快なリズムに仕上げ、振り付けは横浜市川上保育園の保育士と園児が覚えやすく踊りやすい振り付けを、それぞれが担当して完成しました。また、メディア化に当たり、横浜市川上保育園の関係者の方にCDジャケットなどのイメージデザインも作成していただきました。

昨年12月には「それゆけ!キッズ消防隊発表会」を開催し初披露、大変盛り上がりました。

今後、幅広く活用して頂き「それゆけ!キッズ消防隊」の活躍により住宅火災が1件でも減ることを願っています。



楽しく学んで しっかり備える 横浜市民防災センター YOKOHAMA DISASTER RISK REDUCTION LEARNING CENTER

平成28年4月にリニューアルオープンした横浜市民防災センターは、知識豊富なインストラクターが案内する無料の体験ツアーや体験プログラムを通じて、「自分の命を守る自助意識」、「お互いに助け合う共助意識」をしっかりと学びます。屋内消火栓での放水訓練など、実践的な訓練も行うことができますので、是非、防災訓練や研修の場としてご活用ください。

また、授乳室やキッズスペース、無料Wi-Fiなども完備しており、快適にご利用いただける施設です。



館内にオープンした「BOSAI CAFE (防災カフェ)」では、おいしいコーヒーを飲みながら、憩いのひと時をお過ごしいただけます。

モデルケース
(企業研修)

9:45 現地集合 → 10:00 体験ツアー開始 →
11:00 体験プログラム(放水訓練やAED取扱訓練など) →
11:30 施設見学 → 12:00 現地解散



基本情報

開館時間/9:15~17:00

休館日/毎週月曜日
(祝日の場合は翌日)、年末年始

所要時間/1時間(体験ツアー)

最大体験人数/60名
(それ以上場合はご相談ください)

利用料/無料

予約方法/電話、FAX、

Eメール、窓口での申し込み

TEL 045-411-0119 FAX 045-312-0386

E-mail sy-kengaku@city.yokohama.jp



地震!!避難にクルマ、 使いますか?

■ 総務局 危機管理室 ■

平成28年に発生した熊本地震では、余震不安などから多くの方が自家用車等の車中泊避難を選択されましたが、その避難形態には様々なリスクを伴います。車中泊避難の発生抑制のため、次の事項にご協力をお願いします。

発災後の自動車利用の自粛への理解と協力

発災後の混乱した道路状況下において自家用車等の車利用が増加すると、深刻な交通渋滞が発生する恐れがあります。人命救助や支援物資の物流機能確保に、限られた道路交通機能を最優先で活用できるよう、自動車利用の自粛について、ご理解・ご協力をお願いします。

エコノミークラス症候群等、健康被害の理解

食事や水分を十分取らない状態で、車などの狭い座席に長時間座っていて足を動かさないと、血行不良が起り、血液が固まりやすくなります。その結果、血の固まり(血栓)が血管の中を流れ、肺に詰まって肺塞栓などを誘発する恐れがあります(エコノミークラス症候群)。その回避のためにも、車中泊避難のような、長時間、車の中に滞在することは避けてください。



地域防災拠点への避難

倒壊や火災などによって、ご自宅で生活ができない場合や、生活に危険がある場合は、お住まいのエリアの地域防災拠点(指定避難所)へ避難してください。なお、地域防災拠点(周辺道路を含む)への自家用車の乗入れは禁止です。原則徒歩で避難してください。



防火管理指南

その疑問に答えます!

— 第1回 —

防災コンサルティング課

Aさんは〇〇株式会社の〇〇支店の総務課長で、〇〇共同ビル内にある〇〇支店の防火管理者に選任されています。〇〇支店は〇〇共同ビルの6階にあり、職員数は60名、床面積は400㎡で6階の半分を占めています。春の異動で、B係長と、C子さんがそれぞれ防火責任者、火元責任者に選任、指名されました。この二人からの防火管理について、色々な質問に答える事になりました。皆さんも参考にしてください。

▼ 〇〇共同ビルの概要 ▼

建物名称	〇〇共同ビル	建物用途	(16)イ(飲食店、事務所)
建物構造・階層	耐火 7/1	建物規模	建築面積900㎡ 延べ面積 7,800㎡
消防用設備等	消火器、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、放送設備、誘導灯、避難器具、連結送水管		
各階の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地下1階から4階 …………… 飲食店、物品販売店舗 ・ 5階から7階 …………… 事務所 		



防火管理って何? Q & A

A課長の所に、本社社長から防火責任者に選任された〇〇支店のB係長は、火元責任者に指名されたC子さんを伴って防火管理について質問にやってきました。

B係長/C子さん 支店長から、防火管理についてA課長から教を乞うように言われました。

A課長

B係長、C子さん、これから防火管理を一緒によろしく願います。防火管理について遠慮なく質問してください。

Q

C子さん 課長、防火管理とはなんですか。



A A課長



昔から、「火の用心」という言葉があるように、防火管理は自ら進んで行うものです。防火管理とは、火災を未然に防止し、万一火災が発生した場合は、その被害を最小限にすることを言います。しかし、過去に大きな火災がいくつも発生し、自主的な防火管理では安全が十分に確保できない歴史がありました。そこで消防法という法律の中で、防火管理制度というものを定めています。

Q B係長



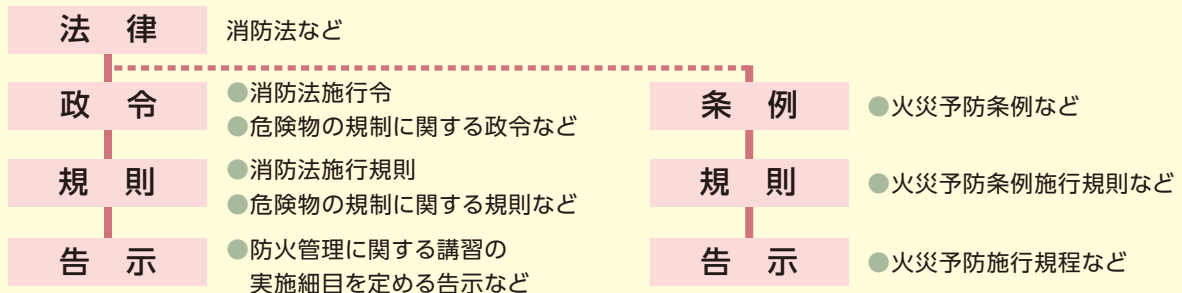
課長、難しい話になってきましたね。私たちが入っているビルの周りに、色々の建物がありますが、すべての建物が防火管理制度の対象ですか。

A A課長

どのような建物にも防火管理は必要ですが、消防法上の防火管理制度の対象と

なる建物は、決められた用途、一定以上の収容人員がある場合となっています。それに該当する建物所有者やテナントの各管理権原者は、防火管理者などを選任し、防火管理者は消防計画を定め、消防計画に基づいて防火管理を行わなければならないと定められています。難しい話のついでに、消防関係法令の体系を説明します。私が防火管理者講習を受けた時のテキストに消防関係法令の体系があるのでそれを見ましょう。左側の列の法律等は国が定めたもの、右側の列の条例等は、市町村が火災の予防に関する事項のうち、消防法の委託を受けたものや、地方的な事情により必要とされるものなどを定めたものです。防火管理に関わると、色々な法律が出てくるので覚えておいてください。

参考 消防関係法令の体系



今回は、さらに深く防火管理制度のしくみの話となっていきます。B係長、C子さん、しっかり聞いてくださいね！



※ 本文中のイラスト・写真は「図説防火管理」「図説防火管理[再講習]」(ともに東京法令出版)から引用

**防災コンサルティング課は下記の業務を行っています。
お気軽にご相談ください。**

- 防火対象物点検・防災管理点検
- 消防訓練の企画・実施アドバイス
- 防火防災消防計画の作成・支援
- 防火防災に関わる講演のご相談



☎ 714-0929 加藤・滝尻

「火災予防協会」だより



横浜市防火防災協会、港南火災予防協会の会員の皆さま、いつも、あたたかいご支援をいただき、誠にありがとうございます。

日頃から防火・防災活動にご尽力いただくとともに、暖かいご支援、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

平成29年の港南区は住宅火災の減少、特にコンロ火災の防止を重点に活動してまいりました。活動の甲斐あって12年ぶりに焼死者も発生することなく、また、火災による焼損床面積も1㎡という平成9年からのデータ上では市内最小の数値になるなど、災害の少ない穏やかな年であったと感じています。これもひとえに地域や企業の防火・防災活動にご支援をいただいている会員の皆さまのおかげと考えております。

そんななか、ともに活動する会員の増加を図るため、入会案内パンフレットを作成し、活用を始めるとともに、防災研修会では新たな視点を求め、「ご安全に」のあいさつで有名なJFEスチール(株)東日本製鉄所を見学し、コンビナート地域特有の防災状況や、スケールの大き

さに驚嘆して、その後の意見交換に花を咲かせるなど防火・防災の啓発とともに知識・技術の習得・共有に努めてまいりました。

港南区は上大岡駅・港南台駅・上永谷駅等の各主要駅を中心に大規模集客施設や繁華街、昭和40年代に建設された大規模団地と丘陵地にまたがる住居地域が広がり、道路の再整備が進む一方、狭い道路も多く火災時の延焼の危険が危惧されます。また、地域の防火・防災に対する意識は高いものの高齢化は否めない状況であり、加えて来年は区政50周年を迎え、われわれも防火・防災、そして減災の知識・技術を高め、地域の安全・安心に貢献すべきと気持ちを新たにしております。

平成30年度も災害のない穏やかな年となるよう、横浜市防火防災協会とも連携しながら活動してまいります。会員皆さまのご支援、ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

港南火災予防協会 会長 橋浦 重己

Topics ～トピックス～

平成30年度理事会総会を開催します。(5月11日予定)

● 講習会など

会員事業所関係者向け普通救命講習を実施しています。

● 主な防災施設等視察研修会の場所

- JFEスチール東日本製鉄所／京浜地区
- 鶴見消防署／鶴見水上消防出張所
- 横浜市民防災センター
- 横浜ヘリポート



平成29年11月
JFEスチール東日本製鉄所
京浜地区

港南火災予防協会会員数 194事業所

〈グッズ紹介〉



住宅防火鍋敷き

自衛消防隊タンブラー



入会案内パンフレット

会長・副会長の

紹介

- 会長 株式会社大八
- 副会長 株式会社キクシマ
- 副会長 株式会社相鉄ビルマネジメント
- 副会長 株式会社京急百貨店
- 副会長 京急上大岡自動車学校

あの街 その店 この味 ～ ラーメン街道? 「環状2号線 港南区区間」～

ご存じの方も多いと思いますが、環状2号線のラーメン屋さんが集中しているあたりを通称「ラーメン街道」などと呼び、わたしも走るたびにラーメン屋に入る車が多いな～などと感じています。このあたりも2001年頃から通行台数が増え、2010年頃には港南区の下永谷から上永谷にかけて1キロ前後の区間でラ

ーメン屋さんが大盛況となっていた気がします。多いときは15軒ほどだった店も現在は10軒前後と数は減った気がしますが新しい店も進出する、いまだラーメン屋さんの多い道路です。家系やがんこ系(あまり詳しくありませんが)など、みなさんもちょっとラーメンを食べたいとき、この道路を車で流してみてもいいでしょうか。



秋元港南消防署長
(豎坑斜坑大好き)

公益社団法人 横浜市防火防災協会(港南区)の仲間です

(株)大八/ホンダカーズ神奈川中(株)/ (株)港南スイミングクラブ/ (株)盛工自動車整備工場/ (株)京急百貨店/ 吉原産業(株)/ (株)高島屋港南台店
社会福祉法人恩賜財団 済生会横浜市南部病院/ 高野山真言宗名誉住職 成田 秀之/ 横浜市住宅供給公社 上大岡総合管理事務所

「火災予防協会」だより



瀬谷区は横浜市の最も西側に位置し、境川を挟んで大和市に接し、北側は東京都町田市に接しています。富士山や大山・丹沢の山々の四季折々の美しい姿を見ることができ、まちには商店・住宅が立ち並ぶ一方で、ケヤキなどの屋敷林に囲まれた古きたたずまい

が残されています。

明治以降、戦前までは特に養蚕業が盛んでしたが戦後になり、京浜工業地帯が発展するに従い相鉄線沿線を中心に

宅地化が進む一方、多くの地元企業が誕生し、瀬谷区を拠点として活発に活動を続けています。

瀬谷火災予防協会は、瀬谷区内に拠点を置く本会の趣旨に賛同された事業所により組織されており、現在192の事業所が会員となっています。本会は、会員相互の融和協調を図るとともに、その所属する防火対象物の火災予防と消防上必要な知識及び技術の習得に努めることで、災害を未然に防ぎ各種業務の健全なる振興発展と社会公共の福祉増進に寄与することを目的として活動をしています。

瀬谷火災予防協会 会長 川口 恭正

Topics ～トピックス～

平成29年度横浜市消防操法訓練会において、瀬谷区代表として出場した「学校法人横浜中央学園ゆたか幼稚園自衛消防隊」が屋内消火栓の部1で最優秀となりました。



● 主な防災施設等視察研修会の場所

- 東京ガス「がすてなーに」
- 味の素「うま味体験館」
- 東京ガス「Ei-WALK」



平成29年10月 がすてなーに

瀬谷火災予防協会

192事業所

〈グッズ紹介〉



広報用ティッシュ



啓発用のぼり旗

会長・副会長の

紹介

会 長 川口工業株式会社
副会長 株式会社相鉄ビルマネジメント
副会長 小島造園株式会社

あの街 その店 この味

～ 会員事業所の紹介 ～

介護事業を行う(株)アイシマが運営し、開店10年目を迎える。長年中華街で厨房を任されてきた、上海出身の料理長の本格中華で、店内はバリアフリー、車いす対応トイレ3室有り。きざみ、ミキサー食の対応もできるので、外食を控えがちな高齢の方や、障害をお持ちの方にも安心して外食を楽しんでいただけます。

レストラン 風の音

瀬谷区三ツ境159-10
☎045-369-0522

営業時間

ランチ／10:30～15:30 (LO14:30)
ディナー／17:00～21:30 (LO20:30)



やつるぎ 八鈿消防署長
(焼酎だいすき)

公益社団法人 横浜市防火防災協会(瀬谷区)の仲間です

川口工業(株) / 露木興業(株) / 小島造園(株) / (株)相鉄ビルマネジメント 二俣川営業所 / 東都造園(株) /

日本アビオニクス(株) 横浜事業所 / 社会福祉法人朋友会 軽費老人ホーム睦荘 / 神奈川農産工業(株) / (株)安田物産 瀬谷営業所 /

学校法人 大谷学園 横浜隼人中学・高等学校 / (株)柳沼建設 / (株)アイシマ / (株)依田儀一商店 / (株)実の里 特定非営利活動法人 ふるさとホーム瀬谷



「フォト収集」#3

「大漁旗」

厳寒の新年、気嵐が立ちこめる大海原を今年も大漁を祈願して漁船が勇ましく駆けて行く

撮影地：茅ヶ崎漁港
カメラ：NIKON D750

レンズ：NIKON AF-S NIKKOR24-120mm f/4G ED VR
撮影データ：F8 1/125 ISO400

住 所：茅ヶ崎市
イニシャル：MH

妄言多謝

第3回

ある呑み屋の娘と知り合いになった。二十代後半。くだらぬ冗談に付き合ってくれる優しい娘である。この娘が懐胎した。勿論相手は私ではない、誤解なきよう。「まだみんなに言ってないんだけど・・・多分」「おめでとう」「明日お医者に行ってくる」娘が既婚か未婚かは知らない。どうやら相手も歓迎しているらしい。それから十日ほどして私は古い友人と自転車で江ノ島、鎌倉を回り七曲がりの坂を越え、友人と別れ、帰路、弘明寺商店街の近くで信号待ちをしていて、ふと、かの娘に安産のお守りでもと思いついた。しかし、足はだるいし、汗が

冷えて早くシャワーを浴びたい、面倒くさい。が、信号を曲がり商店街を観音様に向かった。後日、店のカウンターで蛇の目のぐい呑みを片手に、娘にこのお守りを渡した。娘は喜んで前掛けのポケットに入れて「この辺にいるかな」と腹をさすった。しばらく私のそばを離れなかった。私は秘かに信号待ちのためらいを恥じた。娘がこんなに喜ぶことを私は恩着せがましくためらい、勿体ぶった気持ちでお守りを買った。喜ぶ娘に心で詫びた。(ごめんよ。俺はまだ修行が足らん)娘は「産まれたら抱っこしてね」と言った。予定日は真夏だという。(し)



横浜路地裏日記

YOKOHAMA ROZIURA NIKKI

連載 第2回

文と写真 ● ジャム

裏横があるなら、表の横浜はどこだろう。というわけで裏横浜である。居酒屋もフレンチもイタリアンもバルもバーも日本料理も寿司も蕎麦も何でもあるが、特筆すべきはそのすべてのレベルが高いということだ。場所というと横浜駅東口の高島・平沼・戸部のエリアということになると思う。いたって健全な都会の雰囲気のある街であり、日が落ちたからと言って、これ見よがしに煌々と照明が目に入ってくることはない。むしろ夜間の安全のための街路灯が静かにその使命をまっとうしている。

したがって裏横の印象は、上品だ。その上品さを表しているもののひとつに石崎川の桜があると思う。もちろん桜の名所は、日本中に数限りがないが、石崎川の兩岸から垂れるソメイヨシノの満開の桜とともに走る赤い京浜急行とのコントラストは、静と動、可憐と豪



胆を表していてもちょっと驚く。特に晩春の石崎川の桜、花筏の^{はないかだ}見事さはやはり忘れることはできない。関東でいえば、東京の目黒川のほうが何倍もすごいという人がいるのは、当然だが、こじんまりした美しさはまた別だ。花筏という樹木もあるのだが、その別名はヨメノナミダというらしい。ところで、桜といえば、西行法師。「願わくは花の下にて春死なん…」どうするんだオレ。

いろいろな種類の桜を見る楽しみ、全山桜だらけの圧巻にひたる楽しみ、川筋に植栽された桜を見る楽しみ、孤高の一本桜を見る楽しみ。桜を見る楽しみは尽きないが、一番身近なソメイヨシノの寿命が取り沙汰されているのが気になる。



レンジャー隊員の一条乱れぬチームワーク
四人の動きからよくわかります。

編集後記

もうすぐ夏場所、わが横の浜の過去の取り組みを振り返ると、大正12年の相模灘、昭和20年の米の国には惨敗した。その後も伊勢嵐など台風一門にはたびたび痛い目にあい、7年前の東日の本にも大敗した。来場所の番付には南海虎、東海沖、巨大嵐も名を連ね、休場していた富士の山も復活するかもしれない。本場所に備えた日々の鍛錬と対戦相手の研究が必要だ。小紙は微力ながら稽古の大切さを伝え続けてまいります。今後の災害番付表の新横綱誕生はご遠慮願いたい。(アルガ)

E-mail soumu-mg@ydp.or.jp

■ 表紙の写真・横浜の風景 / 撮影:泉区 近藤 美樹さん
「訓練で集まっている消防車、手前の緑、奥の赤が素敵でした」

本誌の料金改定について

本誌のカラー化や紙面の充実を図る中、各区の火災予防協会でご購入していただいている本誌の販売価格50円を4月から80円に値上げさせていただきます。当協会の会員の皆様には今まで通り当方から配布させていただきます。

ホームページ スマホ版

ホームページから講習の案内、日程をご覧ください ▶▶▶



神奈川県民のための
火災共済



手頃な掛金で
安心をお届けします!

横浜市民共済生活協同組合
0120-073-203

横浜市民共済

東京地方税理士会会員
朝日税理士法人
代表社員税理士 石井孝雄

〒231-0013 横浜市中区住吉町2-27テオービル3階 <http://www.taxacc.jp/>
TEL 045(664)1022 FAX 045(664)1033

個人の財産管理から公開企業の決算申告まで
朝日税理士法人にお任せください

税務支援 経営計画支援
記帳代行・決算支援 コンサルティング
相続税総合支援 事業承継支援



消防用設備一式 設計. 施工. 販売. 修理. 点検

消火器 漏電警報器
自動火災報知設備 屋内消火栓設備
避難器具 スプリンクラー設備
非常警報設備 誘導灯

株式会社 

東横防災商事

〒226-0016
横浜市緑区霧が丘4丁目2-3-206
☎(045)921-1244
FAX(045)923-0677

横浜油材株式会社


〒245-0018 横浜市泉区上飯田町1465番地2
代表取締役 伊藤 洋和
TEL: 045-803-3508(代) FAX: 045-803-3594

業務内容は下記のとおりです

- 石油部: A重油・灯油・重機燃料・オイル他 (ご注文即日配達主義)
上飯田油槽所: 地下タンク300kℓ・タンクローリー12台
- 洗剤部: クリーニング用洗剤および資材全般・工業薬品全般
ボイラーの販売および設置工事 *キャラバン車 4台
- 工事部: 危険物工事設計施工および解体工事一式・消防申請業務一切
(オイルタンク・地下タンク・貯蔵庫他)
(小規模危険物工事(新設・改造・解体)は自信あります
是非当社にご相談下さい。安く出来ます)
- 中古油機部: 中古タンクローリー売買(ご一報・即刻参上)
中古油機(計量機)売買・古物商免許(泉第5-22)

創業 50 年

消火器・消防ポンプ他
各種防災機器の販売
火災報知機他・各種防
災設備の設計施工・点検

株式会社  **蒲原商会**

横浜市港北区樽町3-1-13
TEL (045) 542-7266 (代)
FAX (045) 542-7252

◆地下埋設タンク・配管の
気密漏洩検査
(一般財団法人 全国危険物安全協会 第14012号)

◆産業廃棄物の処理・再生
各種タンク・ピットの清掃工事
(弊社でリサイクル可能な廃油は買取り致します)

《ISO14001認証取得》

 **三美興産株式会社**
〒223-0059 横浜市港北区北新横浜一丁目9番地2
TEL 045(549)3551 FAX 045(548)2102
URL: <http://www.sanbikosan.com/>



横浜市防火防災協会会員の皆様へ

創業56年の信頼と実績! スピード見積り!

点検 工事 消防設備の事なら
修理・修繕 当社にお任せください!!

蓄圧式10型粉末消火器を期間限定で大幅値引中!



まずは今すぐ
お見積り!!
※お見積りの依頼がない場合、お値引対象外となります。

通常30本以上でお値引対象のところ、今だけ

**10本以上で
お値引いたします!**

インターネットでのご注文なら

銀行振込・郵便振替・コンビニ

後払い
でお支払い可能です!

0120-963-890 横浜消火器株式会社

〒235-0002 横浜市磯子区馬場町 1-48 E-mail:shop@hinoyojin.com

<http://www.hinoyojin.com/>

ひのようじん

検索

★ネット注文で**特典**付き★



8年間の管理をフルサポート
8年保証安心パック

耐用期間
8年

長期保証
8年

追加費用
0円



8年保証安心パック
希望小売価格 **246,800** 円(税別)

8年リースにすると

約 **3,090** 円/月
(税別)

レンタル、買取りもご相談下さい。

※リースをご利用になる場合はリース会社の審査が必要です。
※8年保証安心パックは使用ユーザー様の状態検査、消火機検、高圧試験等の場合、本パック対象外となります。

お買い得
価格



低コストが実現可能なその理由は **耐用期間・保証期間 8年**

株式会社 ヤガミ

東京支店
〒114-0024 東京都北区西ヶ原一丁目9番1号
TEL(03)3915-2221 FAX(03)3917-2221
本社(名古屋)・大阪支店・福岡営業所

グランコヨー株式会社

〒240-0036 横浜市保土ヶ谷区新桜ヶ丘二丁目24番25号
TEL(045)351-5411(代) FAX(045)351-9291
<http://www.grankoyo.co.jp/>

消防界の今日を創り、
明日を拓く

シリーズ防火

詳細は
こちら!



①事業所編

A5判 2色刷 32頁

定価(本体140円+税)



従業員など、一人ひとりが「自分の職場から絶対に火事を出さない」という姿勢で日ごろから取り組むことを啓発する一冊。

②消防計画編

A5判 2色刷 16頁

定価(本体96円+税)



防火管理等の基本となる「消防計画」の重要性とそれに基づく関係者の役割と活動について解説。

③訓練編

A5判 2色刷 16頁

定価(本体96円+税)



「自分のところは自分で守る」ため、そして「いざというときのため」に消防訓練は不可欠。効果的な訓練のためのポイントを簡潔に解説。

イラストで見る

消防用設備等の 自主点検ポイント

詳細は
こちら!



消防用設備点検対策研究会 編著
B5判 2色刷 32頁 定価(本体400円+税)

- 豊富な図、写真を盛り込んだ、分かりやすいビジュアル編集。
- 重要事項を「チェックポイント」「ワンポイントアドバイス」で表記し、簡単に識別が可能。
- 防火管理者が消防用設備、器具を日常的に点検チェックするよう啓発するための広報用小冊子。



東京法令出版 株式会社

お申込みは
こちらから

●インターネットでお申込み
http://www.tokyo-horei.co.jp/
(最新情報等もホームページをご覧ください。)

●お電話でお申込み
0120-338-272
(携帯電話からもお申込みできます。)

●FAXでお申込み
0120-338-923

公益社団法人 横浜市防火防災協会

URL <http://www.ydp.or.jp/>

〒232-0064 横浜市南区別所一丁目15番1号 BML横浜ビル2階

FAX 045(714)0921



□ 総務課 TEL 045(714)0920
□ 防災コンサルティング課 TEL 045(714)0929

□ 講習課 TEL 045(714)9909
□ 救命講習受付 TEL 045(714)9911